

第 6 回 太宰府市自治基本条例審議会

平成 25 年 12 月 18 日（水）午後 7 時～

於 太宰府市役所 4 階大会議室

出席者；

欠席者；

次 第

1.開 会

2.会長挨拶

議 事

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）に盛り込むべき素材について

閉会

(資料 1)

まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）の素材

第6回 審議会資料

平成 25 年 12 月 18 日

太宰府市

目 次

応分負担の他市事例	1 ページ
太宰府市の特色を生かしたまちづくり	2 ページ
議会及び議員の役割と責務の整理	3 ページ
議会に対する市民の責務	4 ページ

■応分負担の他市事例

市民の権利・市民の責務

<p>対馬市自治基本条例</p>	<p>(市民の権利) 第6条 市民は、市政に参画する権利を有する。 2 市民は、市政に関する情報を知る権利を有する。 3 市民は、行政サービスを受ける権利を有する。</p> <p>(市民の責務と役割) 第7条 市民は、まちづくりの主体であることを認識し、広い視野に立って、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 2 市民は、まちづくりの主体として、地域社会の活性化を図るとともに、市政・まちづくりへ積極的に参画し、自らまちづくりに取組まなければならない。 3 市民は、市が提供する行政サービスを受けるに当たって、応分の負担を負わなければならない。</p>
<p>大和市自治基本条例</p>	<p>(市民の権利) 第9条 市民は、個人として尊重され、快適な環境において安全で安心な生活を営む権利を有する。 2 市民は、執行機関が行う政策の形成、執行、評価及び政策の形成への反映（以下「政策形成等」という。）の過程に参加する権利を有する。 3 市民は、市議会及び執行機関が保有する情報を知る権利を有する。 4 市民は、執行機関が行う行政サービスを受けることができる。</p> <p>(市民の責務) 第10条 市民は、自治の主体であることを自覚し、互いに尊重し、協力して、自治を推進する責務を有する。 2 市民は、政策形成等の過程に参加するに当たっては、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。 3 市民は、行政サービスに伴う負担を分任しなければならない。</p>
<p>川崎市自治基本条例</p>	<p>(市民の権利) 第6条 市民は、すべて人として尊重され、平和で良好な環境の下で、自らの生命、自由及び幸福追求に対する権利が保障され、自己実現を図ることができるほか、自治運営のために、次に掲げることができます。 (1) 市政に関する情報を知ること。 (2) 政策の形成、執行及び評価の過程に参加すること。 (3) 市政に対する意見を表明し、提案をすること。 (4) 行政サービスを受けること。</p> <p>(市民の責務) 第7条 市民は、自治運営において、次に掲げることを行うものとします。 (1) 互いの自由と人格を尊重し合うこと。 (2) 参加及び協働に当たり、自らの発言と行動に責任を持つこと。 (3) 次の世代に配慮し、持続可能な地域社会を築くよう努めること。 (4) 市政の運営に伴う負担を分担すること。</p>

■太宰府市の特色を生かしたまちづくり

小樽市自治基本条例

9 魅力あるまちづくり

第 31 条 市民、議会及び市は、小樽が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市としてあり続けるよう努めます。

2 市は、豊かな自然環境、歴史的景観等の小樽の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。

3 市民は、小樽の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます。

対馬市市民基本条例

第 7 章 対馬らしさの追求

(対馬らしさの追求)

第 31 条 市民、議会及び行政は、対馬の地理的、歴史的な特色を生かしたまちづくりを推進していくことに努めるものとする。

九重町まちづくり基本条例

第 8 章 環境保全

(住民の責務)

第 26 条 住民は、町が実施する良好な環境づくりの施策に積極的に協力しなければならない。

(開発などの基準)

第 27 条 事業者は、住民が健康で文化的な生活を営むことのできる環境を形成するため、一定規模以上の開発又は旅館業を目的とした建築をおこなう時は関係法令、及び九重町生活環境保全及び開発に関する条例(昭和 63 年九重町条例第 20 号)又は旅館営業を目的とした建築の規制に関する条例(昭和 54 年九重町条例第 74 号)を遵守しなければならない。

(景観の保全)

第 28 条 住民及び事業者は、景観法(平成 16 年法律第 110 号)、大分県屋外広告物条例(昭和 39 年大分県条例第 71 号)及び九重町生活環境条例(平成 13 年九重町条例第 33 号)により、町の美化及び風致の確保などについて注意を払い、良好な環境を保つよう努めなければならない。

これらを参考に

(太宰府の特色を生かしたまちづくり)

第〇条 市民、議会及び市は、太宰府が将来にわたってにぎわいがあり、風格ある観光都市として、また学問・文化の交流拠点であり続けるよう努めます。

2 市は、先人たちが築いてきた豊かな自然環境及び歴史、文化等の太宰府の特性を生かし、魅力あるまちづくり施策の推進に努めます。

3 市民は、太宰府の自然、歴史、文化等への理解を深めるとともに、訪れる人たちを温かく迎えるよう努めます。

4 市民は市との協働により、若者や大学生がまちづくりに参加しやすい体制を整えるものとします。

■議会及び議員の役割と責務の整理

- ①「まちづくり市民会議における太宰府市自治基本条例（仮称）の素材」の議員についての意見に上から番号をつけ、それぞれの文章を分解した。

議会 A 案

- 1 a 議会は市民主権を基礎とする市民の代表議決機関である
- 1 b 議会は公正性・透明性・独自性・信頼性を確保する
- 1 c 議会は市民に開かれたものとし、市民参加を推進する
- 2 議会は市民本位の立場から市の運営が適正かつ効率的に行われているかを監視し、評価する
- 3 議会は、全議員出席のもと、市民に対する議会報告会を原則として定例議会終了後速やかに開催し、議会の説明責任を果たさなくてはならない
- 4 議会は議会活動の評価を行い、その結果を市民に公表するよう努めるとともに、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなくてはならない
- 5 a 議会は市民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料を提供する
- 5 b 市民の議会傍聴意欲を高める議会運営に努めなければならない
- 6 a 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づける
- 6 b 請願陳情の審議は、提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません。
- 7 議会は市政の諸課題に柔軟に対処する為、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報や意見を交換する一般会議を設置しなければなりません
- 8 議会は市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けなければなりません。
- 9 a 議会は議案の審議又は審査において、議員相互間の自由討議において合意形成を図るよう努める
- 9 b 議会は自由討議について市民に対し、説明責任を果たさなければなりません。
- 10 a 議会は議員及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の人員を適正に確保する
- 10 b 議会は議会事務局の調査機能及び法制審査機能を積極的に強化し、政策提案の拡大を図らなければならない
- 11 a 本会議及び委員会における議員と市の質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため一問一答形式で行う
- 11 b 議会は、自由で緊張感のある質疑を行うよう努めなければならない
- 12 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市は、論点・争点を明確にするため、議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができる

議会 B 案

- 13 a 議会は市民主権を基礎とする市民の代表機関である
- 13 b 議会は公正性・透明性・独自性・信頼性を確保する
- 13 c 市民に開かれた議会、市民参加を不断に推進する
- 14 a 議会は市民本位の立場から、市長及びほかの執行機関の運営が適正かつ公平効率的に行われていることを監視する
- 14 b 議会は市民本位の立場から、市長及びほかの執行機関の運営の効果及び成果について評価する
- 15 a 議会は議会活動に関する情報公開を徹底する
- 15 b 議会は議会活動に関する説明責任を果たす
- 16 a 議会は請願及び陳情を市民による政策提案と位置付ける
- 16 b 請願陳情の審議は、提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません。

議員 A 案

- 17 a 議員は議会が言論の府であり、合議制の機関であることを十分に認識する
- 17 b 議員は議員相互間の自由な討議を重んじなければならない
- 18 a 議員は市政の課題全般について課題別及び地域別の市民の意見を的確に把握する
- 18 b 議員は個別的な事案の解決だけでなく、また、一部の団体及び地域の代表にとらわれず市民全体としての福祉の向上を目指さなくてはなりません
- 19 a 議員は議員立法による積極的な議案の提出を行うよう努める
- 19 b 議員は自らの議会活動について、市民に対する説明責任を十分に果たさなければなりません
- 20 議員は市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の誤解を招くことのないよう行動しなければなりません。
- 21 政務活動費の交付を受けた議員は、市民から疑義が生じないように構成及び透明性の観点から、報告書を少なくとも年 1 回市民に報告する

議員 B 案

- 22 a 議員は市政の課題全般について、市民の意見を的確に把握することに努める
- 22 b 議員は自己の能力を高める不断の研さんによって、市民に選ばれた議員にふさわしい活動を行う
- 23 議員は自らの議員活動について、市民に対する説明責任を果たさなくてはなりません
- 24 議員は市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の誤解を招くことのないよう行動しなければなりません。

- ②他市の事例を参照し、6つの項目に振り分けた。

(議会の役割と責務)

- 1 a(13a) 議会は市民主権を基礎とする市民の代表議決機関である
- 1 b(13b) 議会は公正性・透明性・独自性・信頼性を確保する
- 2 議会は市民本位の立場から市の運営が適正かつ効率的に行われているかを監視し、評価する
- 14 a 議会は市民本位の立場から、市長及びほかの執行機関の運営が適正かつ公平効率的に行われていることを監視する
- 14 b 議会は市民本位の立場から、市長及びほかの執行機関の運営の効果及び成果について評価する
- 19 a 議員は議員立法による積極的な議案の提出を行うよう努める

(情報公開・説明責任)

- 3 議会は、全議員出席のもと、市民に対する議会報告会を原則として定例議会終了後速やかに開催し、議会の説明責任を果たさなくてはならない
- 4 (15a, 15b, 19b, 23) 議会は議会活動の評価を行い、その結果を市民に公表するよう努めるとともに、議会活動に関する情報公開を徹底し、市民に対する説明責任を十分に果たさなくてはならない
- 5 a 議会は市民の傍聴に関し、傍聴者の求めに応じて議案の審議に用いる資料を提供する
- 5 b 市民の議会傍聴意欲を高める議会運営に努めなければならない
- 21 政務活動費の交付を受けた議員は、市民から疑義が生じないように構成及び透明性の観点から、報告書を少なくとも年 1 回市民に報告する

(市民参加)

- 1 c(13c) 議会は市民に開かれたものとし市民参加を推進する
- 6 a(16a) 議会は、請願及び陳情を市民による政策提案と位置づける
- 6 b(16b) 請願陳情の審議は、提案者の意見を聞く機会を設けなければなりません。
- 7 議会は市政の諸課題に柔軟に対処する為、市政全般にわたって議員及び市民が自由に情報や意見を交換する一般会議を設置しなければなりません
- 8 議会は市民の意見を広く聴取し、議会活動及び委員会活動並びに議員活動に反映させるため、市議会モニター制度を設けなければなりません。

(議会の会議・自由討議)

- 9 a(17b) 議会は議案の審議又は審査において、議員相互間の自由討議において合意形成を図るよう努める
- 9 b 議会は自由討議について市民に対し、説明責任を果たさなければなりません。
- 17 a 議員は議会が言論の府であり、合議制の機関であることを十分に認識する
- 11 a 本会議及び委員会における議員と市の質疑応答は、広く市政上の論点、争点を明確にするため一問一答形式で行う
- 11 b 議会は、自由で緊張感のある質疑を行うよう努めなければならない
- 12 議長から本会議及び委員会への出席を要請された市は、論点・争点を明確にするため、議員の質問に対して、議長または委員長の許可を得て反問することができる

(議会事務局)

- 10 a 議会は議員及び議員の政策形成・立案機能を高めるため、議会事務局の人員を適正に確保する
- 10 b 議会は議会事務局の調査機能及び法制審査機能を積極的に強化し、政策提案の拡大を図らなければならない

(議員の役割及び責務)

- 18 a(22a) 議員は市政の課題全般について課題別及び地域別の市民の意見を的確に把握する
- 18 b 議員は個別的な事案の解決だけでなく、また、一部の団体及び地域の代表にとらわれず市民全体としての福祉の向上を目指さなくてはなりません
- 20(24) 議員は市民全体の代表者としての責任を自覚し、自己の地位に基づく影響力を不正に行使することによって、市民の誤解を招くことのないよう行動しなければなりません。
- 22 b 議員は自己の能力を高める不断の研さんによって、市民に選ばれた議員にふさわしい活動を行う

■議会に対する市民の責務

足立区自治基本条例

(区民の権利及び責務)

第3条 区民は、自治の主体として、区政運営に参画する権利並びに区が保有する情報の公開及び提供を受ける権利を有する。

2 区民は、区政に参画するにあたっては、自治の主体であることを自覚し、自らの発言と行動に責任を持たなければならない。

3 区民は、法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する区民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

春日部市自治基本条例

(市民の役割と責務)

第6条 市民は、コミュニケーションを大切にし、まちづくりに必要な情報を共有します。

2 市民は、まちづくりの主体として、市政に自主的かつ積極的に参加するよう努めます。

3 市民は、地域や市民生活における課題を解決するため、コミュニティ組織の活動に関心を持ち、参加するよう努めます。

4 市民は、自らがまちづくりの主体であることを認識し、積極的に地域や市民生活における課題を発見するよう努めます。

5 市民は、自らの発言と行動に責任を持ち、共に考え、共に協力し、共に行動して課題の解決に努めます。

6 選挙権又は住民投票権を持つ市民は、その行使の機会を生かします。

これらを参考に

(議会に対する市民意識)

A案 市民は法律の定めるところにより納税の義務を果たすものとし、また、選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

B案 選挙権を有する市民は、その行使の機会を生かすように努めるものとする。

C案 選挙権を有する市民は、その行使にあたって、候補者の選挙公約並びに選挙前の議会における各議員の行動を十分に勘案するよう努めるものとする。